

災害時における仮設トイレの設置及びし尿収集業務等の協力に関する協定書

松山市長 野志 克仁（以下「甲」という。）、中予浄化槽管理協同組合代表理事 原 隆司（以下「乙」という。）及び松山衛生事業協同組合代表理事 沖 満枝（以下「丙」という。）は、地震、台風、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する仮設トイレの設置、し尿の収集業務等に対する乙及び丙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松山市内で発生した災害時において、松山市災害廃棄物処理計画（平成21年3月策定）に基づき、乙及び丙が、甲の行う仮設トイレの設置、し尿の収集業務等に迅速かつ適切な協力を行い、もって市民生活の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、災害時に甲が設置する避難所への仮設トイレの設置（以下「仮設トイレの設置」という。）の必要があると認めるときは、乙に対して協力要請を行い、また、仮設トイレの設置により貯留限度に達した便槽への緊急し尿収集（以下「緊急し尿収集」という。）の必要があると認めるときは、丙に対して協力要請を行うことができる。

2 前項の要請は、原則として災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理収集業務等協力要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請することとし、この場合においては、後日速やかに災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理収集業務等協力要請書を乙及び丙に送付するものとする。

3 乙及び丙は、第1項の規定により要請のあった業務が終了したときは、実施した業務について、乙及び丙の会員業者ごとの災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理収集業務等協力業務報告書（様式第2号）をとりまとめ、甲に提出しなければならない。

（協力業務の内容）

第3条 乙は、乙の会員業者に対して協力を要請し、甲が行う次の業務に対して適切な協力を行うものとする。

（1）仮設トイレの設置及び撤去

（2）前号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な業務

2 丙は、丙の会員業者に対して協力を要請し、甲が行う次の業務に対して適切な協力を行うものとする。

（1）緊急し尿収集

（2）前号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な業務

（経費負担）

第4条 前条の業務に要する経費の負担については、次のとおりとする。

（1）仮設トイレの設置にかかる賃借、運搬等に要する経費及び緊急し尿収集に要する経費 甲の負担

（2）前号以外の経費 乙又は丙の負担

（補償）

第5条 この協定に基づき協力業務に従事した乙及び丙の会員業者の従業員等が、本協力業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は本協力業務による負傷若しくは疾病により死亡した場合の補償については、乙及び丙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項を定める場合又はこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・丙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年2月17日

（甲）松山市二番町四丁目7-2

松山市長

野志克仁

（乙）松山市南江戸二丁目4-13

中予浄化槽管理協同組合
代表理事

原 隆司

（丙）松山市南江戸三丁目2-27

松山衛生事業協同組合
代表理事

沖満枝